

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 経山会(以下、「法人」という。)役員および評議員(以下、「法人役員等」という。)の定款第9条および第24条に関する事項を定めることを目的とする。

(法人役員等の勤務報酬等)

第2条 この法人の法人役員等の報酬は、勤務実態・業務内容に即して支給する。

- 2 理事長の報酬は、施設数や業務量を勘案し月額 100 万円とする。今後施設が増加した場合は理事会および評議員会にて決定する。
- 3 副理事長の報酬は、月額 120 万円を上限として理事会および評議員会で決定された額を支給する。
- 4 法人役員等が役員会議以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設のための業務にあたった場合は、理事長が定める額を毎月支給するものとする。
- 5 前項の報酬は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

(役員会議等旅費日当)

第3条 この法人が定款で定めた理事会、評議員会に出席した場合の旅費日当は、経山会就業規則 旅費規程別表第1、2のとおりとする。ただし、勤務報酬としての支給を毎月受けている法人役員等については、理事会、評議員会への出席旅費日当は支払わないものとする。

- 2 特別な理由により上記によりがたい場合は、その都度理事長が定める額とする。

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する法人役員等については、この規程は適用しない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- ・この規程は、平成23年8月2日から施行する。
- ・この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
- ・この規程は、平成27年7月31日から改正施行する。
- ・この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
- ・この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。